

# 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下、介護保険を利用している「利用者」と言う。）と  
ワンランド株式会社が運営するワンランドケア郡山（以下、「事業者」と言う。）は、事業者  
が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」と言う。）につ  
いて、次のとおり契約する。

## （基本方針）

第1条 総合事業に該当する介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（訪問型サー  
ビス）（以下、「訪問型サービス」と言う。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅に  
おいて、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、  
自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般  
にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、ついでには利用者の  
生活機能の維持または向上を目指すものとする。

## （契約の目的）

第2条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り  
その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、  
訪問型サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う  
ものとする。

## （契約期間）

第3条 この契約の契約期間は令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から利用者の要支援認定及び事業対  
象者の有効期間満了日までとします。  
2 総合事業の対象者としてサービスを受ける場合にあっては、利用者の介護予防サービス  
計画または介護予防ケアマネジメントに基づく期間とする。  
3 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終  
了の申し出がない場合、または総合事業によるサービスを利用している場合にあっては、  
介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの見直し等によりサービスの継続  
を必要とされた場合は、契約は自動更新されるものとする。

## （個別サービス計画の作成及び変更）

第4条 事業者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏  
まえ、利用者の介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、  
サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス  
計画を作成する。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者  
に説明して同意の上、交付する。  
2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間毎に、目標達成の状況等を記載  
した記録を作成し、利用者  
に説明の上、交付する。

## （提供するサービスの内容及びその変更）

第5条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、  
利用料は【契約書別紙】として添付する。  
2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができる。申し出があ  
った場合、当該変更が介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの範囲内  
で可能であり、第2条に規定する契約の目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない  
限り、速やかにサービスの内容を変更する。  
3 事業者は、利用者が介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの変更を希  
望する場合は、速やかに地域包括支援センターまたは介護支援専門員に連絡するなど必要  
な支援を行う。

- 4 事業者はサービス従業者を利用者の居宅に訪問させ、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントに沿って「個別サービス計画」に定めた内容の訪問型サービスを提供する。
- 5 前項のサービス従業者は、介護福祉士または介護職員初任者研修・実務者研修・基礎研修課程及び旧ホームヘルパー養成研修1～2級課程を修了した者とする。

(サービス提供の記録)

- 第6条 事業者は、訪問型サービスの実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとする。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管する。
  - 3 利用者またその家族は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービスに関する実施記録を閲覧できることとする。
  - 4 利用者またその家族は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

(利用料の支払い)

- 第7条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める基準額をもとに計算された月ごとの合計額を支払うこととする。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求に明細を付して、翌月20日までに利用者に通知する。
  - 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末までに(1、現金集金 ・ 2、口座自動引き落とし・3、銀行振込)の方法で支払う。ただし、銀行振込の場合は、振込手数料は利用者の負担とする。
  - 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行する。

(サービスの中止)

- 第8条 利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに所定の連絡先まで連絡する。

**連絡先 電話：024-953-3485**

(利用料の変更)

- 第9条 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金の変更(増額または減額)を申し入れることができる。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととする。
  - 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書または口頭で通知することにより、この契約を解約することができることとする。

(契約の終了)

- 第10条 利用者は事業者に対して、7日間の予告期間において文書または口頭で通知をすることにより、この契約を解約することができる。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間の7日間以内の通知でもこの契約を解約することができることとする。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができることとする。
  - 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文書または口頭で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができることとする。
    - (1)事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
    - (2)事業者が守秘義務に反した場合
    - (3)事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
    - (4)事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができることとする。

(1)利用者のサービス利用料金の支払いが30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合

(2)利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了することとする。

(1)利用者が介護保険施設に入所した場合

(2)利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合  
（ただし、総合事業の対象者を除く）

(3)利用者が死亡した場合

（連帯保証人）

第11条 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではないとする。

2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負うこととする。

（秘密保持）

第12条 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

2 事業者は、事業所の使用する者が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じることとする。

3 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しないこととする。

（損害賠償責任）

第13条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償することとする。

2 利用者およびその家族が故意または重大な過失により、事業所または従業者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償請求する場合があることとする。

（損害賠償がなされない場合）

第14条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償の責を負わない。また以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れる。

(1) 不告知、又は、不実の告知を行ったことに、起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(緊急時の対応)

第15条 事業者は、現に訪問型サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急車、主治医または歯科医師等に連絡を取る等必要な措置を講じることとする。

(身分証携行義務)

第16条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示することとする。

(連携)

第17条 事業者は、訪問型サービスの提供にあたり、地域包括支援センター、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合はその内容を記した書面の写しを速やかに地域包括支援センター、介護支援専門員に送付する。なお、第10条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に地域包括支援センター、介護支援専門員に連絡することとする。

(相談・苦情対応)

第18条 事業者は、利用者またはその家族からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、訪問型サービスに関する利用者またはその家族の要望、苦情等に対し、迅速に対応することとする。

(本契約に定めのない事項)

第19条 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定することとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意することとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

**事業者**

(指定番号、指定都市名等) 0770302826 郡山市

<事業者名> ワンランド株式会社

<代表者> 代表取締役 橋本 善一 印

<事業所名> ワンランドケア郡山

<住所> 福島県郡山市安積町日出山三丁目195番地

**利用者**

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

(利用者の介護者または家族等)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<利用者との関係> ( \_\_\_\_\_ )

# 契 約 書

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービス)

ワンランドケア郡山